

ID: 172

担当部署: 産業観光課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町営林道開設及び舗装事業分担金徴収条例 第2条		
例規番号	平成17年条例第133号		
<p>【根拠条文】 (分担金被徴収者の範囲) 第2条 分担金は、町営林道開設及び舗装事業の施行により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (分担金の額) 第3条 前条の規定により徴収する分担金(以下「分担金」という。)の額は、当該事業の総事業費から、国又は県から交付を受けた補助金を差し引いた額を超えず、受益者の受ける利益の程度を考慮して、町長が定める率によりあん分して得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日